

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	自然保護課	整理番号	1-3
処分の種類	普通地区内における行為の禁止等			
根拠法令条例等・条項	自然公園法第33条第2項			
処分の概要	知事は当該公園の風景の保護のために必要があると認めるときは、普通地域内において届出を要する行為をしようとする者、又はした者に対して、当該行為を禁止し、制限し、必要な措置をとるべき旨を命じることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (過去に処分事例がないため)			
基準の制定根拠	—			